

かながわ消費者施策推進指針に基づく

令和8事業計画及び

令和7事業実績（9月末時点） 資料4-1

大柱	中柱	小柱	番号	事業名	重点1					重点2				
					高齢	若者	障がい	外国	デジタル	高齢	若者	障がい	外国	デジタル
基本方向1 消費者力の育成・強化	A 消費者トラブルの未然防止 と消費者の対応力向上	A 消費者トラブルの未然防止	A0001	幼稚園における消費者教育の土台の形成		●								
			A0002	小学生向け消費者教育資料等の提供		●								
			A0003	中高生向け消費者教育資料等の提供		●								
			A2504	学校向け消費者教育教材の充実		●			●					
			A0005	契約のきりふた(若者編・高齢者編)の提供	●	●								
			A2506	フリーペーパーへの啓発記事掲載	●									
			A0007	消費生活出前講座	●	●	●							
			A0008	インターネット被害未然防止講座	●	●	●		●					
			A0009	私立学校向け消費者教育情報の提供		●								
			A0010	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における消費者教育の推進		●	●	●	●	●				
			A0011	「悪質な訪問販売撲滅！」キャンペーン	●									
			A0012	サイバーセキュリティセミナー					●					
			A0013	「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行	●									
			A0014	災害などの非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進										
			A0015	ホームページによる情報発信										
			A0016	SNS等による情報発信										
			A0017	青少年部門の相談機関との連携による周知	●									
			A0018	インターネット被害未然防止教材の提供					●					
			A0019	関東甲信越ブロック共同キャンペーン	●	●								
			A0020	障がい者向け消費者研修			●							
			A0021	消費者月間及びかながわ消費者週間における啓発										
			A0022	高齢者に対する注意喚起	●									
	B 証拠の未然防止	B 証拠の未然防止	B0001	県警本部・警察署への情報提供・情報共有										
			B0002	県警との連携による消費者被害未然防止	●									
			B0003	県警と連携した特殊詐欺などの防止										
			B0004	特殊詐欺被害防止対策の普及啓発										
			B0005	被害の未然防止対策の強化	●	●	●	●	●					
			B0006	ヤミ金融被害の防止										
C 消費者のトラブル遭遇時の行動喚起	C 消費者のトラブル遭遇時の行動喚起	C 消費者のトラブル遭遇時の行動喚起	C0001	高齢者に向けた消費者ホットラインの周知	●									
			C0002	多言語による消費生活相談窓口案内			●							
			C0003	訪日観光客に向けた消費者ホットラインの周知				●						
			C0004	消費生活相談窓口の周知										
	D 金融経済教育の情報提供・学習支援	D 金融経済教育の情報提供・学習支援	D0001	金融広報委員会と連携した金融経済教育	●	●	●							
			D0002	県立高等学校・中等教育学校におけるシチズンシップ教育	●									
E 消費者トラブルの未然防止に向けた環境整備	E 消費生活に関する情報の収集	E 消費生活に関する情報の収集	E0001	PIO-NET等による消費生活相談情報の収集・分析と提供										
			E0002	消費生活eモニターアンケート										
		F 見守り活動等を通じた消費者トラブルの未然防止の普及	F2501	高齢者等見守りネットワーク構築に係る支援	●		●							
			F2502	民生委員・児童委員による地域の見守り	●									
			F2503	老人クラブによる高齢者の見守り	●									
		G 消費者教育の担い手の育成・活動の支援	F2504	市町村による福祉サービスの提供に際しての高齢者の見守り	●									
			F2505	成年後見制度の利用支援	●		●							
			F2506	事業者への理解促進										
	H エシカル消費の普及	H エシカル消費の普及	G0001	消費者教育教員研修	●									
			G0002	消費者生活相談員有資格者に向けた担い手育成研修										
			G0003	消費者教育推進連携・協働事業ポータルサイトの運営										
			G0004	消費者月間及びかながわ消費者週間における消費者団体等との連携										
			G0005	消費者団体やNPO等による消費者教育に関する取組の支援										
I 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進	I 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進	I 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進	H0001	エシカル消費の普及										
			H0002	リユース・リサイクル関連の取組										
			H0003	ワンウェイプラス削減関連の取組										
			H0004	食品ロス削減の取組										
基本方向2 消費者トラブルへの対応と健全な社会の形成に貢献する	A かながわ中央消費者センターにおける相談対応	I 消費生活相談の実施	I0001	消費生活相談										
			I0002	関東甲信越ブロック共同キャンペーンによる高齢者・若者被害特別相談	●	●								
			I0003	遠隔手話通訳サービスを利用した相談				●						

大柱	中柱	小柱	番号	事業名	高齢	若者	障がい	外国	デジタル
			I2504	パックアップ弁護士相談					
			I0005	多言語支援センターとの連携					●
		J あらゆる消費生活相談に対応できる人材の育成	J0001	相談対応チーム制による相談対応力向上の取組					
			J0002	契約弱者に配慮した相談対応研修	●	●	●	●	●
			J0003	生活再建支援相談対応研修					
			J0004	県相談員へのモニタリング実施による資質向上の取組					
			J0005	消費生活相談員等の国民生活センター等への研修派遣					
			J0091	相談事例の法的解説資料の作成					
			J0092	消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修(県分)					
			J0093	新規課題対応研修(県分)					
			J0094	専門性向上の取組					
		K 専門的な見解・相談の実施	K0001	多重債務相談					
			K0002	神奈川県多債債務者対策協議会					
			K0095	専門家による法律・技術・					

かながわ消費者施策推進指針に基づく

令和8年度事業計画及び令和7年度事業実績（9月末時点）

重点1「誰ひとり取り残さない消費者施策の展開」関連事業

重点2「デジタル社会に対応した消費者力の育成」関連事業

消費者教育の事業を実施する場

基本方向・大柱	ア 消費者トラブルA	消費者トラブルの事業番号	事業名	高齢者	若者	障がい者	外国人につながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等学校	大学・専修学校	地域	家庭	職域	事業詳細	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績（9月末時点）※見込み含む	方針	令和8年度事業計画	担当課
基本方向1 消費者力の育成・強化（消費者の対応力が向上した社会を実現するための取組）	ア 消費者トラブルの未然防止と消費者の対応力向上	A0001	幼稚園における消費者教育の土台の形成	●				●							幼稚園教育においては、幼稚園教育要領の「環境」領域を中心に、消費者教育につながる学びの芽生えを、遊びや生活体験を通じて育む。	・通年	「消費者教育につながる学び」内容 消費者教育につながる学びの芽生えを、遊びや生活体験を通じて育む。	同様に実施	・通年	子ども教育支援課
		A0002	小学生向け消費者教育資料等の提供	●				●							小学校 高学年向け消費者教育資料及びデジタル教材を提供する。	・随時		実施しない	小学生向けの新規教材制作は令和6年度で終了。これまで作成した資料等を活用し、幅広い年代を対象に広報啓発を実施する。	消費生活課
		A0003	中高生向け消費者教育資料等の提供	●				●							中学生用「STEP UP」、高校生用「JUMP UP」、教員用指導解説書「消費者教育サポートブック」の学校向け消費者教育資料を発行し、授業等で活用する。	・中学生用「STEP UP」 83,000部 ・高校生用「JUMP UP」 64,000部 ・教員用 指導解説書「消費者教育サポートブック」 3,000部 7月発行予定	・中学生用「STEP UP」 83,000部 ・高校生用「JUMP UP」 64,000部 ・教員用 指導解説書「消費者教育サポートブック」 3,000部 9月発行 (主な配布先) 県内全中学校、高等学校、特別支援学校、教育事務所等関係機関 788か所	同様に実施	・中学生用「STEP UP」 83,000部 ・高校生用「JUMP UP」 64,000部 ・教員用 指導解説書「消費者教育サポートブック」 3,000部 9月発行予定	消費生活課
		A2504	学校向け消費者教育教材の充実	●				●		●					県内の中学校、高等学校の授業で活用できるデジタル教材を作成し、成人になる前に、消費者としての基礎知識や応用知識を身に着ける取組を充実させる。	・中学校・高等学校向けデジタル教材の作成事例動画等 ・中学校・高等学校向け応用編デジタル教材の作成 事例動画等	・中学校・高等学校向けデジタル教材の作成事例動画等 ・中学校・高等学校向け応用編デジタル教材の作成 事例動画等の作成	実施しない	・令和7年に、中学校・高等学校向けデジタル教材・事例動画等を作成し、学校等へ提供した。今後、作成したデジタル教材等の学校現場での活用を図る。	消費生活課
		A0005	契約のきりふだ（若者編・高齢者編）の提供	●	●			●	●	●					消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を活用する。 <「高齢者編」と「若者編」を隔年で作成。>	・「若者編」 30,000部作成	・「若者編」 37,000部作成 ※印刷前に、市町村等と調整し、必要部数に合わせて作成したため。	同様に実施	・「高齢者編」を 40,000部作成し、市町村や関係団体・協力企業を通じ配布する。	消費生活課
		A2506	フリーペーパーへの啓発記事掲載	●						●					新聞折込等で配布されるフリーペーパーに、定期的に、消費生活センター等に消費生活相談が多く寄せられている悪質商法の手口や相談窓口の連絡先を掲載し、注意喚起を図る。	・年12回 1回あたりの発行部数 590,170部	・年10回 1回あたりの発行部数 約54万部 【記載内容】 消費生活相談窓口（188）の案内や、分電盤等の点検商法に係る注意喚起について記載 ※タウンニュースの最新の発行部数に合わせたため。	実施しない	事業廃止。なお、A0011「悪質な訪問販売撲滅！」キャンペーンの中で、より効果的に県民に向け情報を届けるため、新聞やTV番組、CM、交通広告など、さまざまなメディアをミックスした広報啓発を実施する。	消費生活課
		A0007	消費生活出前講座	●	●	●			●	●	●	●			県民からの申込みに応じて、消費生活出前講座を実施する。	・年45回	・年45回（実施済み17回）	同様に実施	・年45回	消費生活課
		A0008	インターネット被害未然防止講座	●	●	●		●	●	●	●	●			インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を実施する。	・出前型 年99回 ・募集型 年6回	9月末現在実施回数 ・出前型 89回 ・募集型 2回	同様に実施	・出前型 年100回 ・募集型 年4回	消費生活課
		A0009	私立学校向け消費者教育情報の提供	●				●							私立学校における消費者教育の進展に向けて、必要な情報を随時提供する。	・随時	「情報提供」 6件（見込み）	同様に実施	・随時	私学振興課
		A0010	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における消費者教育の推進	●	●	●		●	●						学校教育においては、学習指導要領に基づき、社会科・公民科・家庭科・技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。	・通年	社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科にて実施した。	同様に実施	・通年	高校教育課・子ども教育支援課・特別支援教育課

基本方向・大柱	ア 消費者トラブルA	消費者トラブルの事業番号	事業名	高齢者	若者	障がい者	外国につながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等	大学・専修学校	地域	家庭	職域	事業詳細	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績（9月末時点）※見込み含む	方針	令和8年度事業計画	担当課
		A0011	「悪質な訪問販売撲滅！」キャンペーン	●								●			「悪質な訪問販売」について、注意喚起を促すためのキャンペーンを県警察などと連携して実施する。	・街頭キャンペーン 年6回	・県警と連携したキャンペーンの実施（県内4か所） 第1回目 令和7年10月11日（土曜日） ピナウォーク海老名 第2回目 令和7年11月24日（月曜日・祝日） 湘南モールフィル 第3回目 令和7年12月27日（土曜日） ウィング久里浜 第4回目 令和8年1月24日（土曜日） ダイナティウェイスト	変更を検討中	イベントの開催及び広報キャンペーンの実施。さらに、広報キャンペーンの効果を高めるため、新聞やTV番組、CM、交通広告など、さまざまなメディアをミックスした広報啓発を実施する。	消費生活課
		A0012	サイバーセキュリティセミナー					●							情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。	【サイバーセキュリティ月間に係る普及・啓発行事 「サイバーセキュリティセミナー」の実施（一般向け）】 情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。（1回）開催方法については、調整予定。	「サイバーセキュリティセミナー2026」 日程 令和8年3月3日（火曜日） 場所 かながわ県民センター 内容 講義を3部構成として実施。各講義内容については下記のとおり ①情報セキュリティの10大脅威とその対策（組織向け） ②ランサムウェア攻撃と企業法務～被害シナリオ別の実務対応～ ③現在検討中（令和7年1月頃決定）	同様に実施	【サイバーセキュリティ月間に係る普及・啓発行事 「サイバーセキュリティセミナー」の実施（テーマについては一般向けか組織向けを検討、但しセミナー内容が組織向けであっても、県民の参加を妨げるものではありません。）】 情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。（1回）開催方法については、調整予定。	デジタル戦略本部
		A0013	「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行	●								●			県内の消費生活相談窓口などに寄せられた相談事例や国民生活センターから提供される啓発情報の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ確実に、県内に広く提供する。 また、生協情報紙に概要を掲載したり、管轄地域の高齢化率が高い警察署にチラシを提供し、巡回連絡等での活用を図る。	・かながわ消費生活注意・警戒情報 月1回及び随時発行 ・生協情報紙へ概要を掲載 月1回 ・警察署へ提供 月1回、随時	「かながわ消費生活注意・警戒情報」 定期 12回発行予定（6回発行） 各6,820部 テーマ 「代引き配達を利用したインターネット通販のトラブルに注意！」（主な配布先） 市町村、消費者団体、老人会、社会福祉協議会など359か所	同様に実施	・かながわ消費生活注意・警戒情報 月1回及び随時発行 ・生協情報紙へ概要を掲載 月1回 ・警察署へ提供 月1回	消費生活課
		A0014	災害などの非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進											災害その他非常事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発に取り組む。	・随時	啓発方法 ホームページへの掲載 掲載内容 「災害に伴う消費生活情報」	同様に実施	・随時	消費生活課	
		A0015	ホームページによる情報発信												消費者トラブルや商品事故等の未然防止に向けた注意喚起情報を発信する。	・代表的なホームページ ・課PRページ 総閲覧数 5,890回 ・「いつの間に登録？高額請求が！ワンクリック詐欺の相談事例（閲覧数が最多のページ）」のページ 総閲覧数 24,106回	同様に実施	・随時		消費生活課
		A0016	SNS等による情報発信											X(旧Twitter)等により、かながわ消費生活注意・警戒情報、講座やイベント情報等をタイムリーに発信する。	・X(旧Twitter) 週1回及び随時投稿	「X(旧Twitter)による情報発信」 投稿数 56件 フォロワー 956人 最大インプレッション数 3771人（1投稿当たり） テーマ 「太陽光発電システムの点検等について」	同様に実施	・X(旧Twitter) 週1回及び随時投稿	消費生活課	
		A0017	青少年部門の相談機関との連携による周知	●										青少年を対象とした一次総合相談窓口であるかながわ子ども・若者総合相談センターとかながわ中央消費生活センターが連携し、若者が契約等に関する悩みを抱えた際に、相談しやすい環境づくりを進める。 子ども・若者育成支援推進法に基づく神奈川県子ども・若者支援連携会議において、成年牛乳引下げによる若者の消費者トラブルについての啓発資料や相談窓口の案内を行い、子ども・若者支援に関する機関との連携を図る。	・相談機関との連携 随時 ・神奈川県子ども・若者支援連携会議 全体会議 年1回 地域ブロック会議 年5回(各ブロック1回)	「保護者向け啓発動画・ウェブサイトの周知」 方法 ホームページ掲載等 「神奈川県子ども・若者支援連携会議」 全体会議 1回 地域ブロック会議 4回 内容 国、県、市町村及び民間団体等の教育、福祉、保健、医療、雇用、共生、更生保護その他の関係機関等で構成(神奈川労働局(県内各ハローワーク)、県保健福祉事務所、神奈川県弁護士会等)	同様に実施	・相談機関との連携 随時 ・神奈川県子ども・若者支援連携会議 全体会議 年1回 地域ブロック会議 年5回(各ブロック1回)	消費生活課	
		A0018	インターネット被害未然防止教材の提供				●							インターネットを介して発生する様々な消費者被害に対応するため、啓発用の動画、疑似体験ソフト、リーフレット等を提供する。	・随時	・常時、県HPを通じ提供 小学生向け消費者教育デジタル教材「マイルールで自分を守る！インターネット護身術」	同様に実施	A2504学校向け消費者教育資料の充実で作成した、デジタル教材等を含め、常時、県HPを通じ提供	消費生活課	
		A0019	関東甲信越ブロック共同キャンペーン	●	●									高齢者・若者の消費者被害を未然に防止するため、啓発ポスター等を掲示するなど、共同キャンペーンを実施する。	・年1回	期間 9月13日～30日 場所 県民センター1階ロビー 内容 消費者被害の未然防止に向けたポスター・パネルの展示	同様に実施	・年1回実施。	消費生活課	
		A0020	障がい者向け消費者研修			●								主に軽度の知的障がい者（意思能力・行動能力）をターゲットとし、教材や体験の場を提供する等の啓発を実施することで、障がい者、その支援者、周囲の相互理解の促進を図る。	・年10回	実施回数 10回（6回実施済） 場所 ナチュラルサポート海老名（就労継続支援B型）、進和学園サンシティ（相談支援事業所）等で実施	同様に実施	・年8回程度実施。	消費生活課	

基本方向・柱	ア 消費者トラブルA	消費者トラブルの事業番号	事業名	高齢者	若者	障がい者	外国につながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等	大学・専修学校	地域	家庭	職域	事業詳細	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績（9月末時点）※見込み含む	方針	令和8年度事業計画	担当課
B 消費者月間及びかながわ消費者週間における啓発	A0021	消費者月間及びかながわ消費者週間における啓発													消費者月間及びかながわ消費者週間において、消費者団体やNPO等が取り組んでいる消費者教育について、SNSを活用して広く県民に情報提供を行う。	・消費者月間 5月 ・かながわ消費者週間 10月第2土曜日から1週間	「SNS投稿数」 消費者月間（令和7年5月1日～31日）	同様に実施	・消費者月間 5月 ・かながわ消費者週間 10月第2土曜日から1週間	消費生活課
	A0022	高齢者に対する注意喚起		●											消費者トラブルについて、あらゆる機会を通じて、高齢者に対し時勢に応じた注意喚起を実施するとともに、幅広い世代に被害防止対策を周知することにより、身近な高齢者への注意喚起を促し、社会全体で被害を防止する機運を醸成する。	・随時	「さまざまな機関と連携した特殊詐欺被害防止対策の周知」 連携先 高齢者と関わりのある行政機関、病院、介護事業者	同様に実施	・随時	生活安全総務課 (県警本部)
	B 詐欺的被害の未然防止	B0001	県警本部・警察署への情報提供・情報共有												県警察から、相談情報の提供依頼があった場合は、速やかに情報提供することで被害の拡大防止を図る。	・情報提供（県警察捜査照会への回答） 情報提供 0件	・情報提供（県警察捜査照会への回答） 情報提供 0件	同様に実施	「県警察捜査照会への回答」 ・随時	消費生活課
		B0002	県警察との連携による消費者被害未然防止	●											県警察と連携し、被害の多い高齢者を対象とした、悪質商法や特殊詐欺などの被害防止のための啓発物品の配布などを実施する。	・随時	「ポップアップメモの作成・配布」 22,400個作成 (主な配布先) 県内警察署55か所などに配布し、イベントや防犯活動などにおいて活用	同様に実施	・年初に、必要部数等を県警と調整のうえ、県警本部及び警察署へ啓発物品を送付 ・消費者ホットライン188を記載したポップアップメモ等を想定	消費生活課
	B0003	県警と連携した特殊詐欺などの防止													防犯キャンペーンや各種媒体を用いた防犯意識の普及啓発などを実施する。	・防犯キャンペーン 年3回実施 ・防犯ボランティア等向け情報誌 年4回配布	①「防犯キャンペーン」 ②「防犯ボランティア等向け情報誌」	同様に実施	・防犯キャンペーン 年3回実施 ・防犯ボランティア等向け情報誌 年4回配布	くらし安全交通課
	B0004	実施回数 10回（6回実施） 場所 ナチュラルサポート等で実施													幅広い世代の意識向上を図るとともに、若者の特殊詐欺への加担を防止するため、新たな啓発動画の放映など、防犯キャンペーン等に併せて集中的な広報活動を実施する。 令和5年度実施の特殊詐欺被害防止絵本コンクールで選出された最優秀作品を印刷製本し、県内小学校の新入生等に配布する。	・防犯キャンペーン等に併せて集中的な広報活動 随時 ・特殊詐欺被害防止絵本コンクール最優秀作品を県内小学校の新入生等に配布	①「防犯キャンペーンに合わせた啓発」 チラシ・ポスターの掲示及び配布 計3,756枚 ②「特殊詐欺被害防止対策動画の放映」 ・特殊詐欺対策 車内ビジョン広告放映 バス計3か月間 駅構内ポスター掲示 計3週間 デジタルサイネージ放映 計3週間 インストリーム広告表示 計3か月 リスティング広告表示 計3か月 ・SNS型投稿競技・ロマンス詐欺対策 車内ビジョン広告放映 鉄道計4週間 駅構内ポスター掲示 計4週間 デジタルサイネージ放映 計4週間 インストリーム広告表示 計4か月 リスティング広告表示 計4か月 ③「特殊詐欺被害防止絵本の配布及びアニメーション化」 中じ版 71,000冊 12月中旬発送予定 アニメーション版 かなチャンTVにて公開中	同様に実施	・防犯キャンペーン等に併せて集中的な広報活動 随時 ・特殊詐欺被害防止絵本コンクール最優秀作品を県内小学校の新入生等に配布	くらし安全交通課
				●	●	●	●	●							特殊詐欺対策として、金融機関やコンビニエンスストア等の事業者と連携し、窓口等における顧客への声掛けによる未然防止対策を推進する。 また、あらゆる機会を通じて特殊詐欺の最新の手口や実態等に関する広報啓発活動を実施するとともに、迷惑電話防止機能を有する機器の普及促進、国際電話不取扱受付センターの周知等の固定電話対策を推進する。	・随時	「さまざまな機関と連携した声掛け」 連携先 金融機関、コンビニエンスストア等 場所 各機関の窓口等 「SNS等を活用したタイムリーな情報発信」 特殊詐欺等の手口、だましの電話の入電状況 「迷惑電話防止機能付き機器の無償配布」 配布数 1,800台（令和7年度） 連携先 神奈川県防犯協会連合会 「特殊詐欺等被害防止キャンペーンの実施」 日時 令和7年6月14日 実施場所 横浜ワールドポーターズ その他、県内各所で実施	同様に実施	・随時	生活安全総務課 (県警本部)

基本方向・大柱	ア 消費者トラブルA	消費者トラブルの事業番号	事業名	高齢者	若者	障がい者	外国につながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等	大学・専修学校	地域	家庭	職域	事業詳細	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績（9月末時点）※見込み含む	方針	令和8年度事業計画	担当課
		B0006	ヤミ金融被害の防止												<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページでの情報提供 ・一部三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン（ホームページでの情報提供等） ・若年者向けリーフレット配布 83,000人 ・地域コミュニティ紙への広告掲載 年1回 ・川崎競馬場ビジョン等における啓発動画の放映・配信、X(旧Twitter)投稿 随時 ・ヤミ金融被害防止普及啓発チラシ印刷 8,300部 	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ 随時 ・一部三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンへの参加 年1回 ・若年者向けリーフレット配布 83,000人 ・地域コミュニティ紙への広告掲載 年1回 ・川崎競馬場ビジョン等における啓発動画の放映・配信、X(旧Twitter)投稿 随時 ・ヤミ金融被害防止普及啓発チラシ印刷 8,300部 	同様に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ 随時 ・一部三県闇金防止合同キャンペーンへの参加 年2回 ・若年者向けリーフレット配布 83,000人 ・地域コミュニティ紙への広告掲載 年1回 ・川崎競馬場ビジョン等における啓発動画の放映・配信、X(旧Twitter)投稿 随時 ・ヤミ金融被害防止普及啓発チラシ印刷 8,300部 	金融課	
	C 消費者のトラブル遭遇時の行動喚起	C0001	高齢者に向けた消費者ホットラインの周知	●						●					<p>消費者トラブルに巻き込まれた際に適切に対応できるよう、消費者ホットライン188を啓発するグッズを作成し、出前講座やイベント等の機会を通じて、高齢者に配布する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・随時 	<p>「布製バッグ」 3,000個 作成 (主な配布先) 出前講座やイベント等の機会を通じて高齢者に配布</p>	同様に実施	<p>「布製エコバッグ」 3,000個作成 (主な配布先) 出前講座やイベント等の機会を通じて高齢者に配布</p>	消費生活課
		C0002	多言語による消費生活相談窓口案内			●									<p>多言語版の消費生活相談窓口案内リーフレットや、訪日外国人向け相談窓口を紹介するホームページにより、外国人の消費者トラブルの未然防止を図る。</p>	・通年	<p>「パンフレットの配架」 対応言語 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語 場所 情報コーナー 「ホームページ掲載」 内容 Information in foreign Language - 外国語による情報に掲載し、消費生活相談窓口の案内を行った。</p>	同様に実施	・通年	消費生活課
		C0003	訪日観光客に向けた消費者ホットラインの周知			●								<p>国民生活センターが開設している、訪日観光客向けの消費者相談窓口（訪日観光客消費者ホットライン）を紹介する。</p>	・県ホームページ 通年	<p>「ホームページ掲載」 場所 消費生活課ホームページ「消費生活関連リンク」 内容 訪日観光客消費者ホットラインのホームページを紹介した</p>	同様に実施	・県ホームページ 通年	消費生活課	
		C0004	消費生活相談窓口の周知											<p>多様な媒体を活用し、県内の消費生活相談窓口を効果的に周知する。</p>	・常時、県ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・常時、県HPを通じ提供 ・その他、啓発物品（ポップアップメモ、布製バッグ）の作成にあたり、消費者ホットライン188を記載 	同様に実施	・常時、県HPを通じ提供	消費生活課	
	D 金融経済教育の情報提供・学習支援	D0001	金融広報委員会と連携した金融経済教育	●	●	●			●	●	●	●		<p>金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。</p>	・随時	<p>「くらしの経済講演会」の開催 市町村と連携し、年2回実施予定 第1回 厚木 12月 講演会開催予定 第2回 小田原 1月 トークセッション開催予定</p>	同様に実施	・県内各地において、2回程度実施	消費生活課	
		D0002	県立高等学校・中等教育学校におけるシチズンシップ教育		●				●					<p>シチズンシップ教育の3領域のうち「経済に関する教育」の一環として消費者教育に取り組む。</p>	・通年	<p>場所 各県立高等学校・中等教育学校 内容 シチズンシップ教育の3領域のうち「経済に関する教育」の一環として外部機関と連携し、消費者教育に取り組んだ。</p>	同様に実施	・通年	高校教育課	
イ 消費者トラブルの未然防止に向けた環境整備	E 消費生活に関する情報の収集	E0001	PIO-NET等による消費生活相談情報の収集・分析と提供											<p>PIO-NETにより収集した相談情報を分析し、「消費生活相談概要」などにより県民、市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、関係機関で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談概要 公表（令和7年7月頃） ・消費者トピック 公表（令和8年1月頃） ・相談統計速報 月1回 ・緊急通報 随時 	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活相談概要」公表 令和7年7月 ・相談統計速報 月1回 ・緊急通報 随時 	同様に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談概要 公表（7月頃） ・消費者トピック 公表（1月頃） ・相談統計速報 月1回 ・緊急通報 随時 	消費生活課	
		E0002	消費生活eモニターankete											<p>消費生活に関する県民の意識を把握するため、インターネットを利用して調査を実施する。</p>	・年2回	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回実施予定（内容未定） 	同様に実施	・年1回	消費生活課	
	F 見守り活動等を通じた消費者トラブルの未然防止の普及	F2501	高齢者等見守りネットワーク構築に係る支援	●		●				●				<p>関係機関と連携し、高齢者、障がい者等を見守る消費者安全確保地域協議会の設置へ向けた市町村支援として、消費者庁が令和5年度に実施した「地方消費者行政に関する先進的モデル事業」を参考にした伴走支援や福祉部門等との調整を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施 年2回 ・ヒアリング 年10回 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施 1回 日程 5月27日 場所 県民センター13階研修室 参加市町村 6市町 ・ヒアリング 20回実施 	同様に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対する構築支援等 年16回 	消費生活課	

基本方向・大柱	ア 消費者トラブルA	消費者トラブルの事業番号	事業名	高齢者	若者	障がい者	外国につながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等	大学・専修学校	地域	家庭	職域	事業詳細	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績（9月末時点）※見込み含む	方針	令和8年度事業計画	担当課	
G 消費者教育の担い手の育成・活動の支援	F0002 民生委員・児童委員による地域の見守り	F0002	民生委員・児童委員による地域の見守り	●								●				一人暮らし高齢者世帯など地域住民に対して相談・支援活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援する。	・民生委員・児童委員研修 計11回（新任研修 5回、会長部会長研修 4回、テーマ別研修 2回）	「民生委員・児童委員の活動への支援」定数 4,075人 相談・支援件数 未定 活動日数 未定 「委員の資質向上のための研修の実施」研修受講者（一部申込者）未定 実施回数 7回（予定） 「県民委員児童委員協議会への支援」内容 民生委員の活動や研修に要する費用の補助	同様に実施	・民生委員・児童委員研修（新任研修、会長部会長研修、テーマ別研修）	地域福祉課
		F0003	老人クラブによる高齢者の見守り	●												在宅の一人暮らしの高齢者等を訪問する友愛訪問活動、友愛サロンでの支え合い活動を支援する。	・友愛チームへの補助金の交付	（見込み）「友愛在宅訪問 チーム」440チーム 30市町村	同様に実施	・友愛チームへの補助金の交付	高齢福祉課
		F0004	市町村による福祉サービスの提供に際しての高齢者の見守り	●												集合住宅等に生活援助員を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認を実施する。 加えて、配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握し、見守りを実施する。	・市町村への地域支援事業交付金を活用した支援	「生活援助員派遣」実施市町村数 4市町村 内容 集合住宅等に生活援助員を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認や家事援助を実施した。 「配食サービス」実施市町村数 6市町村 内容 配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握し、見守りを実施した。	同様に実施	・市町村への地域支援事業交付金を活用した支援	高齢福祉課
		F0005	成年後見制度の利用支援	●	●											判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で安心して自立した生活を送るために、「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度の利用を支援する。	・随時	「成年後見制度の一般相談」件数 未定 「市町村向け研修」参加者 未定 「地域連携ネットワークフォーラム」参加者 未定 「市町村社会福祉協議会などの法人貢献担当者研修」参加者 未定 「意思決定支援研修」回数 1回（予定） 「出張説明会及び相談会」回数 未定 「市民後見人の養成講座」回数 2回（予定）	同様に実施	・随時	地域福祉課
		F0006	事業者への理解促進													障がいについての正しい理解を促進するため、障がい者への接客対応が求められる企業等の社員研修の場に、障がい者などを講師として派遣するなど、研修をコーディネートする。また、企業等において障がい者に対する取組の中心的な役割を担う人を「心のバリアフリー推進員」として養成する心のバリアフリー推進員養成研修を実施する。	・講師派遣 随時 ・心のバリアフリー推進員養成研修 4回	障害者理解促進研修コーディネート事業 ・講師派遣：2回 「心のバリアフリー推進員養成研修」 ・実施予定回数 全4回 (第1回実施済み・受講者 8名)	変更を検討中	調整中	障害福祉課
	G 消費者教育の担い手の育成・活動の支援	G0001	消費者教育教員研修	●				●								教員等を対象に、幅広い消費者問題に関する研修を実施する。	・7～8月頃実施	開催期間 令和7年2月28日～8月8日 14講座 延べ128名参加	同様に実施	・7～8月頃実施予定	消費生活課
		G0002	消費生活相談員有資格者に向けての担い手育成研修													消費生活相談員有資格者を対象に、消費者問題に関する講座の実施に必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。	・年1回	・年1回 オンデマンド形式で実施予定	同様に実施	・年1回実施	消費生活課
		G0003	消費者教育推進連携・協働事業ポータルサイトの運営													消費者教育と担い手と消費者の学びの場を結びつける消費者教育のポータルサイトを運営する。	・随時	・県HP上で運営。必要に応じ随時更新	同様に実施	・県HP上で運営。必要に応じ随時更新	消費生活課
		G0004	消費者月間及びかながわ消費者週間における消費者団体等との連携													消費者月間及びかながわ消費者週間において、消費者団体やNPO等と連携し、啓発を行う。	・消費者月間 5月 ・かながわ消費者週間 10月第2土曜日から	「消費者月間」期間 令和7年5月11日 内容 消費者団体等と連携し、エシカル推進イベントを行った。 「かながわ消費者週間」期間 令和7年10月11日～17日 内容 未定	同様に実施	・消費者月間及び消費者週間の機会を捉えて実施	消費生活課
		G0005	消費者団体やNPO等による消費者教育に関する取組の支援													消費者団体やNPO等が取り組んでいる消費者教育について、SNSを活用して広く県民に情報提供を行う。	・随時	・回数未定（9回実施済）	同様に実施	・随時	消費生活課

基本方向・大柱	ア 消費者トラブルA	消費者トラブルの事業番号	事業名	高齢者	若者	障がい者	外国につながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等	大学・専修学校	地域	家庭	職域	事業詳細	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績（9月末時点）※見込み含む	方針	令和8年度事業計画	担当課
ウ 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進	H エシカル消費の普及	H0001	エシカル消費の普及									●			食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。	・ 随時	「SNS等を活用した啓発」 期間 消費者月間及びかながわ消費者週間 投稿数 2回予定 「消費者団体と連携したイベント」 G004消費者月間及びかながわ消費者週間における消費者団体との連携の中で、エシカル推進イベントを1回開催	同様に実施	「SNS等を活用した啓発」 期間 消費者月間及びかながわ消費者週間 投稿数 2回予定	消費生活課
		H0002	リユース・リサイクル関連の取組											県が認定するリサイクル製品について、県民への周知を図る。 また、リユースショップの認証（更新）により、リユース（再使用）の促進を図る。	・ 随時	「新たな認定」 3製品 「県ホームページによる情報発信」	同様に実施	・ 随時	資源循環推進課	
		H0003	ワンウェイプラ削減関連の取組											「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を通じ、ワンウェイプラ削減を進めていく。 また、ワンウェイプラの削減に取り組む事業者を支援する。	・ ワンウェイプラ削減に係る情報発信 随時 ・ ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム 年1回（1月頃）	「ワンウェイプラ削減に係る情報発信」 随時 「かながわプラスごみ削減オンラインフォーラム」 年1回（1/21（水曜日）） （「ワンウェイプラ削減」の取組に限定せず、広くプラスごみ削減の取組を扱うことを、フォーラム名称の解消に併せて明確化した。） 「ベトナムフェスタin神奈川」におけるリユース食器の導入 年1回（9/13（土曜日）-14（日曜日））	変更を検討中	・ ワンウェイプラ削減に係る情報発信は今後、縮小予定。 ・ 名称変更した「かながわプラスごみ削減オンラインフォーラム」は、その都度、テーマを見直し開催する予定。 ・ 「ベトナムフェスタin神奈川」におけるリユース食器の導入は、引き続き年1回実施予定。	資源循環推進課	
		H0004	食品ロス関連の取組											神奈川県食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロスの削減に向けて、事業者や事業者団体への普及啓発を図る。	・ 随時	「県ホームページ等による情報提供」	同様に実施	・ 随時	資源循環推進課	
基本方向2 消費者トラブルへの対応と被害の救済（消費者トラブルをなくすための取組）	ア かながわ中央消費生活センターにおける相談対応	I 消費生活相談の実施	I0001	消費生活相談										複雑・多様化する消費者問題に対応し消費者の被害を救済するため、電話やメールなどで消費生活相談を実施する。 また、多様な媒体を通じ、県内の消費生活相談窓口の効果的な周知を行う。	・ 電話相談・対面相談・メール相談 通年 ・ 各種啓発物への案内掲載 随時	「電話相談」 相談時間 平日 9:30~17:00 土曜日 9:30~16:30 相談件数 6,056件 (内訳)苦情相談 5,536件 問合せ 520件 「メール相談」 相談件数 284件	同様に実施	・ 電話相談・対面相談・メール相談 通年 ・ 各種啓発モノへの案内掲載 随時	消費生活課	
		I0002	関東甲信越ブロック共同キャンペーンによる高齢者・若者被害特別相談	●	●									消費者被害の救済と未然防止を図ることを目的に、関東甲信越ブロック共同キャンペーンの一環として、高齢者被害特別相談、若者被害特別相談を実施する。	・ 高齢者被害特別相談 年1回（3日間） ・ 若者被害特別相談 年1回（2日間）	・ 高齢者被害特別相談 期間 令和7年9月16日（火曜日）~18日（木曜日） 相談件数 51件	同様に実施	・ 年1回	消費生活課	
		I0003	遠隔手話通訳サービスを利用した相談		●									タブレット端末等によるテレビ電話機能を活用し、来所された聴覚障がい者と相談員とのコミュニケーションを支援する。	・ 随時	「遠隔操作サービスによる相談対応」 相談時間 火曜~金曜（祝休日及び年末年始を除く）9:30~16:30 相談件数 0件	同様に実施	・ 随時	消費生活課	
		I2504	バックアップ弁護士相談											法的な支援が必要な相談者を、消費者問題に詳しい弁護士に直接つなぐ、ワンストップの無料弁護士相談を実施する。	・ 年24~30回	実施回数: 13回 相談件数: 41人 【アンケート結果】 ※納得（満足）とやや納得（やや満足）を合計したもの 弁護士からの助言への納得度: 88% 事業への満足度: 98%	同様に実施	年24~30回	消費生活課	
		I0005	多言語支援センターとの連携			●								日本語に不慣れな外国籍県民の方などに対する消費生活相談に適切に対応するため、多言語支援センターとの連携を推進する。	・ 随時	「多言語支援センターとの情報交換会」 実施回数 1回 内容 消費生活相談に関する研修等 「多言語支援センターと連携した消費生活相談」 件数 18件	同様に実施	・ 随時	消費生活課	
J あらゆる消費生活相談に対応できる人材の育成	J0001	相談対応チームによる相談対応力向上の取組												職員と相談員で構成する相談対応チームにより、チームリーダーを中心に新人相談員の支援、情報交換、困難事案についての検討等を行い、複雑化・高度化する相談への対応力向上を図る。	・ 随時	リーダーミーティング 週1回 「チームミーティング」 週1回	同様に実施	「チームミーティング」 週1回 「チームミーティング」 週1回	消費生活課	

基本方向・大柱	ア 消費者トラブルA	消費者トラブルの事業番号	事業名	高齢者	若者	障がい者	外国につながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等	大学・専修学校	地域	家庭	職域	事業詳細	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績（9月末時点）※見込み含む	方針	令和8年度事業計画	担当課
J 消費生活課	J0002 契約弱者に配慮した相談対応研修	J0002	契約弱者に配慮した相談対応研修	●	●	●	●								高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。また、消費生活出前講座の講師となる相談員等に対する研修を実施する。	・年2回	テーマ：高齢者の心理的特徴について 回数：1回 開催方法：オンデマンド配信 参加者：集計中	同様に実施	・年1回	消費生活課
		J0003	生活再建支援相談対応研修												多重債務者問題の背景や債務整理等の基礎的・発展的知識を学ぶことで、相談窓口の強化を図り、より適切な相談窓口につながることができる人材を育成するため、研修会を実施する。	・年1回	テーマ：ギャンブル依存症等の理解と対応の在り方～連携の事例も含めて～ 回数：1回 開催方法：オンデマンド配信 参加者：集計中	同様に実施	・年1回	消費生活課
		J0004	県相談員へのモニタリング実施による資質向上の取組												相談員に対し、外部の専門機関が相談対応研修を行い、モニタリングを実施した上で、県消費生活センターの課題等を県に報告する。また、チームリーダーのスキルアップを目的とした研修を実施する。	・年1回	「モニタリング」 実施期間：4日（予定） 対象者：20名（予定） 「チームリーダー研修」 実施期間：1日 参加者：職員2名 相談員 4名（予定）	同様に実施	・年1回	消費生活課
		J0005	消費生活相談員等の国民生活センター等への研修派遣												職員・相談員の専門知識習得を図るため、国民生活センター等が実施する研修会に派遣する。	・年19回（延べ40人）	「国民生活センター等研修派遣」 回数：9回 参加者：延べ24名	同様に実施	・年19回（延べ40人）	消費生活課
		J0091	相談事例の法的解説資料の作成												県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、消費生活相談に活用する。	・年1回	「相談事例の法的解説資料」 提供数：1回（予定）	同様に実施	・年1回	消費生活課
		J0092	消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修（県分）												相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。 また、職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修を実施する。	・相談員等への人材育成研修 年8回 ・職員への研修 年9回	「相談員等への人材育成研修」 ・開催方法：オンデマンド配信 ・開催数：4回 ・参加者数：集計中 「消費生活行政担当職員向け研修」 開催方法：オンデマンド配信 開催数：3回（8テーマ） 参加者：延べ5名	同様に実施	・相談員等への人材育成研修 年8回 「消費生活行政担当職員向け研修」 開催方法：オンデマンド配信 開催数：3回	消費生活課
		J0093	新規課題対応研修（県分）												消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。	・年6回	「新規課題対応研修」 開催方法：オンデマンド配信 開催数：2回（第1回配信終了、第2回配信中） 参加者：23名（第1回）	同様に実施	「新規課題対応研修」 開催方法：オンデマンド配信 開催数：6回	消費生活課
		J0094	専門性向上の取組												消費生活相談の専門性向上のための検討を行い、実施結果について市町村へ共有する。	・報告書作成・共有 4テーマ	テーマ数：4テーマ（仮題） 「オンライン診療について」 「情報セキュリティ関係（cookie）について」 「P10-NET入力サポート資料について」 「電気に関する役立つ知識について」	同様に実施	・報告書作成・共有 4テーマ	消費生活課
		K0001	専門的な知見の収集・相談の実施												多重債務者等生活再建が必要な人を支援するため、専門の窓口や福祉等の関係機関と連携し多重債務相談を実施する。	・年13回（県3回・市町10回）	年14回（県3回・市町11回）	同様に実施	年14回（県3回・市町11回）	消費生活課
		K0002	神奈川県多重債務者対策協議会												多重債務者問題に係る懇親の課題について、協議・検討をすることを目的に設置している。 令和3年度以降は、法改正等必要に応じて開催することとし、引き続き構成団体とは活動実績や取組等の情報共有を実施する。	・年1回	開催回数：1回 内容：神奈川県弁護士会、県警等の各更正団体における取組等を書面にて情報共有した。	同様に実施	開催回数：1回	消費生活課
L 消費者被害の救済	L0001 消費者被害救済委員会による被害の救済	L0001	被害救済委員会												消費者から知事への被害救済の申出により、知事から付託された消費者被害に係る紛争について迅速な処理を行うため消費者被害救済委員会を開催する。	・随時	「被害救済委員会」 開催数：0回 「部会」 開催数：0回	同様に実施	・随時	消費生活課
		L0002	被害救済検討チーム												消費者被害の未然防止と救済に向け、かなかが中央消費生活センターに寄せられた相談事案の中から、事業者指導、消費者被害救済委員会への付託及び適格消費者団体への情報提供を検討する。	・随時	「消費者被害救済検討チーム」 開催時期：案件に応じて随時開催 回数：2回 検討案件 9件 「適格消費者団体との意見交換会」回数：2回	同様に実施	・随時	消費生活課

基本方向・柱	ア 消費者トラブルA	消費者トラブルの事業番号	事業名	高齢者	若者	障がい者	外国につながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等	大学・専修学校	地域	家庭	職域	事業詳細	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績（9月末時点）※見込み含む	方針	令和8年度事業計画	担当課
M さまざまな相談機関等との連携による被害の救済	M0001	相談機関連携推進研修・意見交換会													相談機関の取組状況、取扱案件などの紹介や相談機関が抱える紛争事例等について意見交換を行い、積極的な連携推進を図る。	・年1回	「相談機関連携推進研修」開催方法 オンデマンド配信（令和7年10月14日～12月5日配信予定）「相談機関連携推進意見交換会」開催方法 ZOOMによるオンライン開催（令和7年12月15日実施予定）（令和7年9月末時点）	同様に実施	・年1回	消費生活課
	ウ その他の被害への対応	N0001	公益通報受付体制の整備												外部の労働者等からの公益通報を県が受けた際の手続きについて、県職員への周知・研修を強化するとともに、公益通報者に対し、制度と県の受付体制をウェブサイト上でわかりやすく解説することで、公益通報者保護制度の適切な利用を促進し、公益通報者の着実な保護を図る。	「公益通報者保護制度研修」年1回（オンライン配信）昨年度の実績を踏まえ、動画の配信による研修を実施。	「公益通報者保護制度研修」内容 動画の配信により、県庁内で制度の周知等を実施。・実施中（～令和8年2月）	同様に実施	「公益通報者保護制度研修」年1回（オンライン配信）	消費生活課
	ア 不当な行為を行う事業者への指導等による取引の適正化	00001	特定商取引法等に係る不当な行為を行う事業者への指導・処分												専門職員やアドバイザー等を配置し、事業者による違法・悪質な勧誘行為等に対し指導・処分を実施する。	・随時	「特定商取引法・県消費生活条例に係る処分・指導」処分件数 0件指導件数 19件	同様に実施	・随時	消費生活課
P 恶質な事業者への指導・処分にあたっての連携の推進	00002	特定商取引法第60条に基づく申出・自安箱													不当な取引行為を行う事業者に関する情報収集を幅広く行い、法令に基づく事業者指導をより一層進めるため、県民からの情報提供を求める。	・随時	「悪質商法自安箱」受付件数 63件「特定商取引法第60条に基づく申出」受付件数 2件	同様に実施	・随時	消費生活課
	P0001	近隣都県・政令市・県警察との連携													五都県合同による悪質事業者対策会議（課長会議・担当者会議）を開催し、合同指導等を実施する。また、政令市及び県警察との消費者被害拡大防止連絡会議を開催する。	・悪質事業者対策会議（課長会議）年1回・悪質事業者対策会議（担当者会議）年10回・消費者被害拡大防止連絡会議年4回	「悪質事業者対策会議」開催回数 1回「担当者会議（特商法関係）」開催回数 3回「担当者会議（景品表示法関係）」開催回数 2回「消費者被害拡大防止連絡会議」開催回数 2回（うち1回は書面開催）	同様に実施	・悪質事業者対策会議（課長会議）年1回・悪質事業者対策会議（担当者会議）年10回・消費者被害拡大防止連絡会議年4回	消費生活課
	Q 消費者から信頼される事業者活動の促進	00001	事業者向け情報提供												消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体との連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修のほか、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。	・事業者向け動画及びリーフレット「正しい訪問販売の知識」ホームページ公開 通年・事業者指導の状況に関する情報提供 随時 ※対象は経済団体等	・事業者向け動画及びリーフレット「正しい訪問販売の知識」ホームページ公開・「事業者向け セミナー・情報提供等」開催回数 0回	同様に実施	・事業者指導の状況に関する情報提供 随時 ※対象は経済団体等	消費生活課
R 情報の発信・周知による啓発	00002	「悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言」宣言団体等との取組													「宣言」に係る取組を着実に推進とともに、宣言団体による自主的な取組を促進する。また、「宣言」に係る取組の効果検証を図る。さらに、「悪質な訪問販売撲滅」の機運を高めるため、キャンペーンを実施し、啓発グッズ等を配布する。	・新たな宣言団体の加入に向けた検討及び調整・宣言団体の加入事業者に対する研修等)・啓発チラシ等の作成（県警と連名で作成）、県警及び宣言団体等を通じて配布・啓発グッズの作成	「事業者向けセミナー等への講師派遣」実施回数 1回派遣先 神奈川県ケーブルテレビ協議会（1回）	同様に実施	・随時	消費生活課
	00003	事業者団体との連携													事業者団体の懇談会、意見交換会等に消費生活相談員や職員が参加し、消費者保護の観点から事業者との連携を推進する。	・随時	「意見交換会の出席」主催：日本貸金業協会内容：苦情相談事例を基に意見交換を行った。主催：一般社団法人 生命保険協会 神奈川県協会内容：苦情相談事例を基に意見交換を行った。（9月末時点）	同様に実施	・随時	消費生活課

基本方向・大柱	ア 消費者トラブル	消費者トラブルの事業番号	事業名	高齢者	若者	障がい者	外国につながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等	大学・専修学校	地域	家庭	職域	事業詳細	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績（9月末時点）※見込み含む	方針	令和8年度事業計画	担当課
ウ 商品やサービスの安全・安心の確保	R 法令に基づく健全な事業者運営の指導	R0001	消費生活協同組合の適正運営の指導												県内消費生活協同組合の運営、会計状況を検査し、店舗や施設の運営状況を把握することで、組合の適正運営を指導する。	・立入検査（公認会計士帯同）7組合	・指導検査（公認会計士帯同）3組合	同様に実施	・指導検査（公認会計士帯同）7組合	消費生活課
		R0002	前払式特定取引業者に対する立入検査												前払式特定取引業者に対し、経営状況、財務状況や前受金の保全状況等を把握するため、立入検査を実施する。	・立入検査（公認会計士帯同）2法人	・立入検査（公認会計士帯同）0事業者	同様に実施	・立入検査（公認会計士帯同）1事業者	消費生活課
	S 商品やサービスの安全・安心に関する情報収集・提供	S0001	商品テスト分析												消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、各研究機関と連携して商品テストを実施する。商品の持つ特性による取扱い上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。	・商品テスト実施 年1回	「商品テスト」 対象物 「小型卓上加湿器」	同様に実施	・商品テスト実施 年1回	消費生活課
		S0002	消費者安全法に基づく事業者調査												消費者被害の発生、拡大を防ぐため、消費者庁等と連携し、事業者に対し、消費者安全法に基づく報告収集、立入調査を行う。	・随時	「報告収集」「立入調査」 0件	同様に実施	随時	消費生活課
		S0003	重大事故情報等の収集・提供												商品、サービスに係る事故等の情報をホームページ等により市町村や消費者に情報提供する。また、消費者安全法に基づき、消費生活相談窓口に寄せられた重大事故情報等の届出への通知を行う。	・随時	「重大事故情報等通知」 3件	同様に実施	随時	消費生活課
		S0004	消費生活用製品安全法に基づく立入検査による指導												市町村と連携し、消費生活用製品安全法に基づく販売業者への立入検査を実施する。	・随時	・0件	同様に実施	・随時	消費生活課
		S0005	生活関連商品の価格動向の調査と需給に関する緊急対策												国や知事が指定する物資等について、買占めや売り惜しみをしていると認められた場合には、国や関係機関と連携し、価格動向や供給の調査、売渡の指示・命令、立入検査等を行う。	・随時	「小売物価統計調査の掲載」 掲載場所 ホームページ	同様に実施	・随時	消費生活課
T 適正な表示の推進	T0001	T0001	景品表示法に係る不当な行為を行う事業者への指導等												事業者による不当表示に対し指導等を実施する。	・随時	「景品表示法に基づく指導」 景品類 2件 表示 14件 うち食品表示関連 6件	同様に実施	・随時	消費生活課
	T0002	T0002	不当表示防止のための対策												景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	・随時	「成分検査」 0件	同様に実施	・随時	消費生活課
	T0003	T0003	食品表示の監視指導												食品営業施設への立入調査時に、アレルギー物質、食品添加物等の食品表示の監視指導を実施し、違反を発見した場合には適正表示を指導するなど必要な措置を行う。	・(立入調査時)食品表示の監視指導 随時	食品営業施設への立入調査時に、アレルギー物質、食品添加物等の食品表示の監視指導を実施し、違反を発見した場合には適正表示を指導するなど必要な措置を行う。	同様に実施	・(立入調査時)食品表示の監視指導 随時	生活衛生課
	T0004	T0004	栄養表示等の普及啓発												健康増進に資するよう制度の普及に努める。その上で、食品事業者が表示を行うに当たっての相談を行う。	・情報 提供 随時 ・相談 随時	「栄養表示等の相談」 実施件数 21件	同様に実施	・情報 提供 随時 ・相談 随時	健康増進課
	T0005	T0005	適正な食品表示のための啓発												食品表示について、食品関連事業者自らが責任と自覚をもって適正に行うよう、関係機関や団体と連携して啓発を図る。	・食品関連事業者 向け食品表示に関する関係法令の説明 随時 ・食品衛生責任者講習会	食品営業施設への立入調査などに、アレルギー物質、食品添加物等の食品表示に関する関係法令を説明する。 「神奈川県食品の適正表示講習会（eラーニング）」 食品表示の適正化に役立つ情報をまとめ、講習会資料としてホームページに掲載する。	同様に実施	・食品関連事業者向け食品表示に関する関係法令の説明 随時 ・食品衛生責任者講習会	生活衛生課
U 食の安全・安心に関する消費者の理解促進	U0001	U0001	かながわ食育出前講座												「食品の栄養表示」等に関する出前講座を実施する。	・年1～2回	「かながわ食育出前講座」（9月末時点） 実施回数 1件	同様に実施	・年1～2回	健康増進課

基本方向・大柱	ア 消費者トラブルA	消費者トラブルの事業番号	事業名	高齢者	若者	障がい者	外国につながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等	大学・専修学校	地域	家庭	職域	事業詳細	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績（9月末時点） ※見込み含む	方針	令和8年度事業計画	担当課
		U0002	リスクコミュニケーションの推進												県民に食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動、行政、食品関連事業者などとの意見交換やグループ討議等を行い、リスクコミュニケーションを推進する。	・食の安全・安心に関する県民向けの講座の実施・食の安全・安心に関するリーフレットの作成、配布、ホームページ掲載	・食の安全・安心に関する県民向けの講座の実施「食の安全・安心基礎講座」5回「食品表示セミナー」1回「食の安全・安心キャラバン」1回・食の安全・安心に関するリーフレットの作成、配布、ホームページ掲載「食育のための食品安全リーフレット かながわの食品衛生 for KIDS」60,000部を作成し、県内の小学校に配付	同様に実施	食の安全・安心に関する県民向け講座などを行う。食の安全・安心に関するリーフレットを作成し配布及びホームページに掲載を行う。	生活衛生課
基本方向4 「オールかながわ」による消費者施策の推進（消費者施策を幅広く展開するための取組）	ア 関係団体や市町村の取組の支援	V0001	市町村の消費生活相談員の入材の確保、資質の向上												市町村で採用後概ね2年以内の相談員に対し、かながわ中央消費生活センターでの受入研修を実施する。	・研修 1回	「消費生活相談員実務研修」実施回数 2回 参加者 2名 対象市町村数 2市	同様に実施	研修1回	消費生活課
		V0002	消費生活相談員有資格者名簿等による情報提供												消費生活相談員有資格者名簿を作成し、市町村へ情報提供する。	・随時	消費生活相談員有資格者名簿掲載者 103名 提供者数 39名 提供先 3市（厚木市、横浜市、南足柄市）	同様に実施	・随時	消費生活課
		V0091	相談事例の法的解説資料の提供												県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。（年1回）	※実施回数については県分（小柱J）に含まれます。	「相談事例の法的解説資料」 提供数 1回（予定）	同様に実施	※実施回数については見分（小柱J）に含まれます。	消費生活課
		V0092	消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修（市町村分）												相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要となる実践的な人材育成研修を実施する。また、職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修を実施する。	・相談員等への人材育成研修 年8回 ・職員への研修 年9回	「相談員等への人材育成研修」 ・開催方法 オンデマンド配信 ・開催数 4回 ・参加者数 集計中 「消費生活行政担当職員向け研修」 開催方法 オンデマンド配信 開催数 3回（8テーマ） 参加者 延べ114名※相談員含む	同様に実施	・相談員等への人材育成研修 年8回 「消費生活行政担当職員向け研修」 開催方法 オンデマンド配信 開催数 3回 ※内容と実施時期は県分と同じ	消費生活課
		V0093	新規課題対応研修（市町村分）												消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（6回）	・年6回	「新規課題対応研修」 開催方法 オンデマンド配信 開催数 2回（第1回配信終了、第2回配信中） 参加者 77名（第1回）	同様に実施	「新規課題対応研修」 開催方法 オンデマンド配信 開催数 6回 ※内容と実施時期は県分と同じ	消費生活課
		V0094	専門性向上の取組結果の提供												消費生活相談の専門性向上のための事例検討や学習を行い、取組の成果を市町村へ共有する。	・報告書 作成・共有 4テーマ	テーマ数 4テーマ（仮題） 「オンライン診療について」「情報セキュリティ関係（cookie）について」「F10-NET入力サポート資料について」「電気に関する役立つ知識について」	同様に実施	報告書 作成・共有 4テーマ	消費生活課
		W0001	市町村に対する啓発資料等の提供												市町村の消費生活相談窓口が、消費者教育の拠点としての役割を果たせるよう、県作成の啓発資料等を提供する。	・随時	啓発資料の市町村消費生活相談窓口等への提供 ・契約のきりふだ（若者編） 約37,000部、12月頃送付予定	同様に実施	啓発資料の市町村消費生活相談窓口等への提供 ・契約のきりふだ（高齢者編）配布予定	消費生活課
		W0002	消費生活相談員等巡回訪問												市町村から依頼を受けて県の相談員等を派遣などして、助言を行うとともに、定期的に市町村相談窓口を巡回することで、各市町村の取組状況や課題を直接確認し、情報共有を図ったうえで、必要な支援を行う。	・県内19市町	「巡回訪問」 19件	同様に実施	・県内19市町	消費生活課
		W0003	指定消費生活相談員等による市町村支援												政令市を除く6地域に指定消費生活相談員を配置し、行政職員とともに市町村の職員及び相談員に対し、電話等により消費生活相談の処理方法等について助言する。	・随時	「指定消費者生活相談員の指定」 10名 「ヘルプデスク」 10件（8月末時点） 「市町村出張支援」 25件（8月末時点）	同様に実施	・随時	消費生活課

基本方向・大柱	ア 消費者トラブルA	消費者トラブルの事業番号	事業名	高齢者	若者	障がい者	外国人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等	大学・専修学校	地域	家庭	職域	事業詳細	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績（9月末時点）※見込み含む	方針	令和8年度事業計画	担当課
		W0095	専門家による法律・技術・精神保健福祉分野の助言（市町村分）												消費生活相談に適切に応対するため、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。 消費生活相談における対応困難事案について、相談員が精神保健福祉士に相談し助言を得る。	※実施回数については小柱Kの（県分）に含まれます。	「精神保健福祉相談」 件数 0件 「法律相談（面接）」 件数 2件 「法律相談（文書）」 件数 5件	同様に実施	※実施回数については小柱Kの（見分）に含まれます。	消費生活課
	X 補助金の交付	X0001	消費者行政強化事業費補助金等の交付												市町村の消費生活相談体制整備や、市町村が実施する消費者行政推進のための取組等に対し、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、補助金を交付する。	・県内9市に対して推進事業費補助金を交付 (補助率10/10) ・県内13市町に対して強化事業費補助金を交付 (補助率10/10または1/2)	「推進事業費補助金」 補助率 対象事業経費の10/10 交付先 横浜市ほか9市町 「強化事業費補助金」 補助率 対象事業経費の10/10又は1/2 交付先 横浜市ほか14市町・団体	変更を検討中	・県内9市に対して推進事業費補助金を交付 (補助率10/10) ・県内17市町に対して強化事業費補助金を交付 (補助率10/10または1/2) ※国の動向に影響される。 ※年明けに詳細が把握できる見込み。	消費生活課
イ 関係団体や市町村との連携	Y 関係団体や市町村との情報共有・連携の充実	Y0001	適格消費者団体との連携												適格消費者団体が適切に役割を果たすことができるよう、差止請求事案に関する意見交換を行うとともに、交付金を活用した財政面での支援を行う。	・情報 提供 随時 ・適格消費者団体との意見交換会 年1回 ・補助金の交付	「情報提供」 件数 2件 「適格消費者団体との意見交換会」 回数 0回 「補助金の交付」	同様に実施	・情報提供 随時 ・適格消費者団体との意見交換会 年1回 ・補助金の交付	消費生活課
		Y0002	消費生活相談担当者会議												市町村の消費生活相談担当者との会議を開催し、情報の共有等を図る。	・地区回 年16回（4地区で4回ずつ） ・弁護士が参加する全体回 年4回 (合計20回)	地区回 8回（4地区で2回ずつ）（9月末時点） ・弁護士が参加する全体回 2回（9月末時点）	同様に実施	・地区回 年16回（4地区で4回ずつ） ・弁護士が参加する全体回 年4回（合計20回）	消費生活課
		Y0003	市町村消費生活行政担当課長会議												県からの情報提供（県消費生活課の予算及び事業、相談情報等）、意見交換等を行う。	・会議開催 年1回	回数 1回	同様に実施	・会議開催 年1回	消費生活課
		Y0004	消費者問題懇談会												弁護士会と県・市町村との、消費者問題に係る懇談会を開催する。	・懇談会開催 年2回	「消費者問題懇談会」 回数 1回 参加 延べ19団体	同様に実施	年2回	消費生活課

概要	本県における環境政策を推進する上での基本的な計画として平成9年策定。現行の計画は令和6年度から令和12年度までが計画期間。各施策分野の指標や取組状況から、毎年度、施策分野全体の進歩を総合的に評価する。	A 消費者トラブルの未然防止
環境基本計画	<施策の内容> 「5 横断的な取組」の「(2) 環境教育・学習の推進」の「各主体に期待される役割」において、県民には日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めることが求められることを、行政には環境教育・学習についての情報収集・効果的な情報発信を行い、各主体の取組を促す役割が求められていることを記載している。	
第4次神奈川県食育推進計画	本県の食育推進の方向性、目標を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにする計画として平成20年策定。現在の計画は第4次計画で、令和5年度から令和9年度までが計画期間。	健康増進課
かながわ食品安全・安心の確保に関する指針	<施策の内容> 「(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「(2) 持続可能な食を支える食育の推進」の2つの基本方針に沿って体系づけた「食育の基本的施策」に基づき事業を実施。(「消費生活に関する情報提供」について位置付けあり：消費生活情報誌への食に関する情報の掲載等)	
かながわ子どもの若者みらい計画（仮称）	食の安全・安心の確保の推進に当たり、本県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を示すため策定。令和7年3月に第6次指針（令和7年度から令和11年度まで）策定。毎年度、行動計画を策定し、進捗状況報告により点検を行っている。	生活衛生課
神奈川県食品口ス削減計画	<施策の内容> 第6次指針：「④リスクに関する相互理解(リスクコミュニケーション)」などの「施策の方向に沿った取組み」に基づき事業を実施。(「食の安全・安心に関する情報発信」等について位置付けあり：出前講座等による食に関する情報提供等)	
かながわ食品口ス削減計画	子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、現行の子ども・若者に係る計画・指針を統合し、新たなる道しるべとして令和7年度に策定予定。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間。毎年度、計画に基づく施策の実施状況等について、点検・評価し、神奈川県子ども・若者施策審議会で審議するとともに、その結果を公表する。	次世代育成課 (青少年課)
	<施策の内容> 「主要施策2 ライフステージを通した重要事項」の「重要施策7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組」のうち「(7)安全教育の推進」、また「主要施策3 ライフステージ別の重要事項」の「重要事項6 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供 や教育」に基づき事業を実施。	
	<施策の内容> 本県における食品口スの削減を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年「神奈川県食品口ス削減推進計画」として策定。現行の計画は2022年度から2030年度までの9年間。本計画に記載した施策を着実に推進するため、毎年度、目標の達成状況 及び施策の実施状況について把握するとともに、その結果を県ホームページ や県の広報媒体等を利用して、広く県民に対して広報を行う。	資源循環推進課
	<施策の内容> 「消費者に向けた普及啓発」「事業者の取組に対する支援」「先進的な取組などの収集 や情報提供」「未利用食品を提供する活動（フードバンク活動等）の促進」に基づき事業を実施。(「消費者教育」について位置付けあり：「教育及び学習の振興・普及啓発等」の推進)	